

八戸飛行場周辺の第一種区域等の見直し

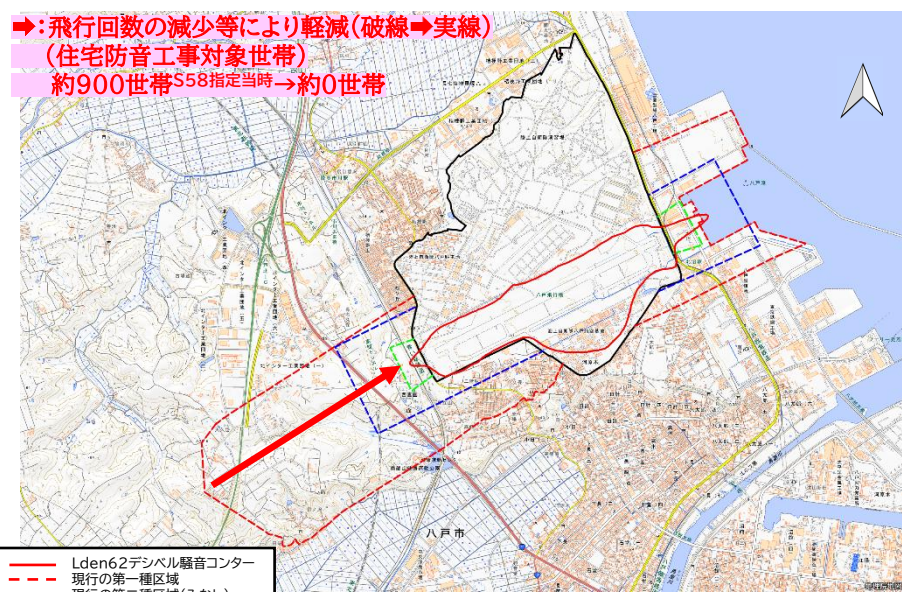
1. 経緯

- 八戸飛行場周辺の第一種区域は、昭和58年の指定の後、機種更新や陸自ヘリ部隊の新編等による運用の態様の変更により騒音状況が変化。
- 平成28、29年及び令和4～6年、関係自治体へ説明の上、同区域を騒音の実態に即して見直すために必要な騒音度調査を実施し、騒音状況を反映した騒音コンターを作成。
(騒音度調査は令和7年3月まで実施)

2. 調査結果(騒音コンター)等

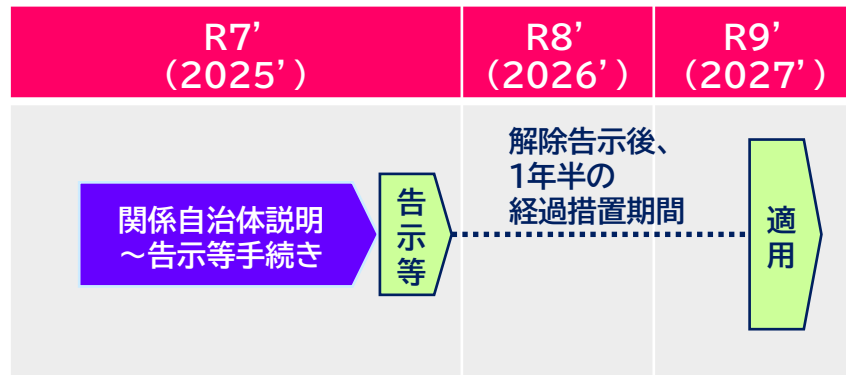
※ 騒音コンター内に住宅が所在していないことから、第一種区域等は解除。

→: 飛行回数の減少等により軽減(破線→実線)
(住宅防音工事対象世帯)
約900世帯S58指定当時→約0世帯



3. 今後の動き

関係自治体への説明を実施後、告示等を行い、令和9年度秋頃、第一種区域等の指定を解除(適用)予定。



◆調査結果の概要

■第一種区域(住宅防音工事対象区域)(Lden62デシベル以上:WECPNL75以上)

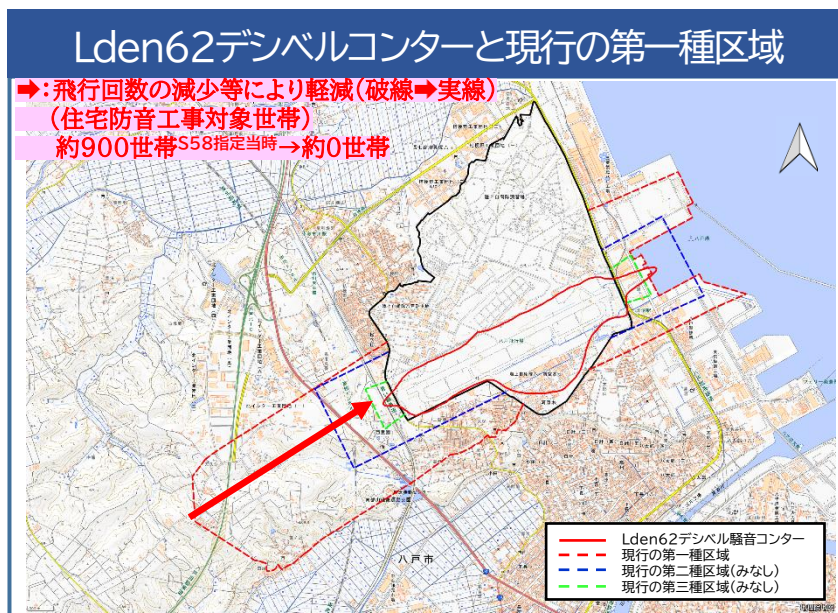
- Lden62デシベルコンター(赤線)の面積は、昭和58年3月の最終指定告示(赤破線)と比べて大幅に縮小しており、飛行場周辺では騒音の影響の範囲に変化が見られます。
- 1日の標準飛行回数は前回の79回と比べ、今回は72回でほぼ変化は見られないものの、前回と今回では調査対象機種(配備機数)が異なっており、単純に比較することは困難であるが、P-3Cの1日の標準飛行回数は45回となっており、約43%少ない結果となりました。

■第二種区域(移転措置事業対象区域)(Lden73デシベル以上:WECPNL90以上)及び、第三種区域(緑地帯整備対象区域)(Lden76デシベル以上:WECPNL95以上)

- Lden73及び76デシベル騒音コンターについては、すべて基地内に包含されています。

【対象区域面積及び世帯数】

- ・現行の第一種区域:約560ha
約900世帯※ S58指定当時
(令和6年度待機世帯解消済み)
- ・現行の第二種区域:約160ha※推定
- ・現行の第三種区域:約 30ha ※推定
- ・Lden62デシベルコンター:約9ha※推定
0世帯
- ・Lden73及び76デシベルコンター:基地内に包含



◆第一種区域等の見直しにおける取組

■解除告示

- 住宅防音工事は、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域の指定(告示)の際、現に所在する住宅を対象に実施しています。
- 今般の調査結果であるLden62デシベルコンター内に住宅が所在していないため、現在の第一種区域をすべて解除します。
- なお、今般の区域見直しに併せて、旧法(旧防衛施設周辺の整備等に関する法律)により指定された、いわゆる「みなし区域」についても解除(廃止)します。(移転措置事業のみ)

■経過措置

- 現行の第一種区域等の解除(廃止)に当たっては、経過措置として、一定の期間(約1年6か月)の周知期間を設けて、現在、補助対象となっている住宅に対する防音工事の希望届を受け付けます。(移転措置事業も同様)
- この期間中に希望届を受け付けた住宅については、現行の第一種区域が解除(廃止)された後も現行の工事内容で防音工事を実施します。(移転措置事業も同様)